

瀬戸市個人情報保護条例及び瀬戸市情報公開条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成29年6月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第19号

瀬戸市個人情報保護条例及び瀬戸市情報公開条例の一部を改正する
条例

(瀬戸市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 瀬戸市個人情報保護条例(平成5年瀬戸市条例第25号)の一部
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式)その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。))で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。</u></p>

用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(3) <省略>

(4) <省略>

(5) <省略>

(6) <省略>

(7) <省略>

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) <省略>

(一般的制限)

第7条 <省略>

2 実施機関は、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合を除き、要配慮個人情報（本人の信条及び社会的身分が含まれる個人情報に限る。）の取扱いをしてはならない。

(個人情報取扱事務の届出)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始

(2) <省略>

(3) <省略>

(4) <省略>

(5) <省略>

(6) <省略>

(7) <省略>

(8) <省略>

(9) <省略>

(一般的制限)

第7条 <省略>

2 実施機関は、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合を除き、思想、信条及び宗教に関する個人情報その他社会的差別の原因となる個人情報の取扱いをしてはならない。

(個人情報取扱事務の届出)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始

しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(6) <省略>

2から5まで <省略>

(保有個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)及び(2) <省略>

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

アからウまで <省略>

(4)から(7)まで <省略>

(部分開示)

第18条 <省略>

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号に

しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1)から(4)まで <省略>

(5) <省略>

2から5まで <省略>

(保有個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)及び(2) <省略>

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

アからウまで <省略>

(4)から(7)まで <省略>

(部分開示)

第18条 <省略>

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号に

規定する情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（開示の実施）

第26条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を考慮して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 <省略>

（保有個人情報の提供先等への通知）

第34条 <省略>

(1)及び(2) <省略>

（利用停止請求）

第35条 何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると

規定する情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（開示の実施）

第26条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を考慮して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 <省略>

（保有個人情報の提供先への通知）

第34条 <省略>

(1)及び(2) <省略>

（利用停止請求）

第35条 何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると

<p>思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に収集されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して<u>取り扱われている</u>とき、第9条の規定に違反して収集されたとき、又は第10条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) <省略></p> <p>2から5まで <省略></p>	<p>思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に収集されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して<u>個人情報の取扱いが</u>されているとき、第9条の規定に違反して収集されたとき、又は第10条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) <省略></p> <p>2から5まで <省略></p>
---	---

(瀬戸市情報公開条例の一部改正)

第2条 瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（<u>文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その</u></p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定</p>

<p>他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>アからウまで <省略></p> <p>(3)から(6)まで <省略></p>	<p>の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>アからウまで <省略></p> <p>(3)から(6)まで <省略></p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(瀬戸市暴力団排除条例の一部改正について)
- 2 瀬戸市暴力団排除条例(平成23年瀬戸市条例第12号)の一部を次のように改正する。
第11条第1項中「第2条第2号」を「第2条第3号」に改める。